

長野市地産地消協力店認定要領

(目的)

第1 長野市及び長野市近隣市町村産農畜産物及びその加工品（以下「長野地域産品」という。）を一定量取り扱う直売所・小売店・量販店、宿泊施設・飲食店、食品加工事業者等を「長野市地産地消協力店」（以下「協力店」という。）として認定することにより、「地産地消」を市民にアピールし、長野市産品の生産・消費拡大を図ることを目的とする。

(認定)

第2 「長野市地産地消推進協議会」（以下「協議会」という。）は、市内に店舗を有する直売所・小売店・量販店、宿泊施設・飲食店、食品加工事業者等の申請を受け、この基準を満たすと認められた場合は、「協力店」として認定する。

(認定基準)

第3 認定を受けようとする事業所等は、別表に定める基準を満たさなければならない。

(申請及び手数料)

第4 協力店の認定を受けようとする事業所等は、認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し会長に申請するものとする。

2 手数料は、1申請につき2,000円とする。

(審査)

第5 会長は、前項の申請を受理した場合は、長野市地産地消推進協議会開催時に審査する。

(認定証及びPR資材の貸与)

第6 会長は、認定を受けた事業所等に認定証（様式第2号）及びPR資材を貸与する。

(調査)

第7 会長は、「協力店」と認定された事業所等に対し、「協力店」としての認定基準を満たしているか調査することができる。

(報告)

第8 「協力店」の認定を受けた事業所等は、毎年度末に報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(広報宣伝)

第9 協議会は「協力店」として認定した事業所等のPRについて市並びに関係機関、団体等へ協力を要請する等の支援を行う。

(認定の取消)

第10 会長は、次の事由に該当する場合「協力店」の認定を取消することができる。

1. 営業を終了した場合
2. 認定基準に該当しなくなった場合
3. 報告書の提出がない場合

(補則)

第 11 この要領のほか、必要な事項については会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 16 年 8 月 27 日から施行する。
この要領は、平成 16 年 11 月 26 日から施行する。
この要領は、平成 17 年 8 月 5 日から施行する。
この要領は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

別 表

共通事項	① 長野市地産地消推進計画の趣旨に賛同する事業所等であること。 ② 認定の内容をホームページや広報等のメディアにより紹介し、また紹介されることを承諾する事業者等であること。
ア. 直売所	① 長野地域産品を年間 70 日以上販売していること。 ② 長野地域産品を販売している旨を表示していること。
イ. 小売店・量販店	① 長野地域産品の売場を周年設置し、販売していること。 ② 長野地域産品を販売している旨を表示していること。
ウ. ホテル・旅館・飲食店	① 料理の材料として長野地域産品を周年使用していること。 ② 料理に使用している長野地域産品名とそれが長野地域産品である旨をメニュー等に表示し、PR すること。
エ. 食品加工事業者	① 長野地域産品を主たる原材料として使用した商品を 1 品以上製造している事業者であること。(通年製造でなくてもよい) ② 長野地域産品を使用している旨を商品表示、原材料表示等に表示すること。